

(別紙 1)

地籍図・家屋図更新業務仕様書（参考）

（業務概要）

第1条 本業務の概要は、下記の通りとする。

(1)	資料収集整理	1	式
(2)	打合せ協議	1	式
(3)	地籍図等更新		
①	地籍図データ変換とりこみ	3,000	筆
②	接合部データ編集	3,000	筆
③	地籍図データ修正編集	500	筆
④	地番現況図データ修正編集（未国調）	100	筆
⑤	字図画像データ修正編集	300	筆
⑥	土地マスタ照合（5月、3月）	2	回
⑦	データベース作成及びデータセットアップ（5月、3月）	2	回
(4)	基準点データ取り込み	3,000	点
(5)	家屋図更新		
①	家屋異動データ更新(図形編集)	500	棟
②	家屋マスタ突合処理	500	棟
③	地図データベース編集及びシステムセットアップ	1	式
(6)	成果品とりまとめ	1	式

（定義）

第2条 本仕様書に記載する地籍図データ、地番現況図データ、土地現況図データは以下を定義する。

①地籍図データ：国土調査実施済み地区の地籍図

②地番現況図データ：国土調査未実施地区の字図より航空写真等を使用し、現況に合わせて作成した図面

③土地現況図データ：上記①②を縮尺 1/1000 にてシームレスに作成された図面

（地籍図等データ変換とりこみ）

第3条 受託者は、国土調査により登記の完了した地区の地籍図データ、及び、土地改良事業により登記の完了した地区の測量データをデータ変換のうえ図形情報として取り込むものとする。

（接合部データ編集）

第4条 上記の作業で取り込んだ地籍図等データと地番現況図データとの接合部について、地籍図等データを基準として地番現況図データの編集・修正入力を行うものとする。

（地籍図データ修正編集）

第5条 法務局異動通知書及び異動通知データを基に、国土調査実施地区の地籍図データの筆界、地番の異動を反映して修正し、地籍図データ(S I M A形式)を作成する。

(地番現況図データ修正編集)

第6条 法務局異動通知書及び異動通知データを基に、国土調査を実施していない地区の地番現況図データの筆界、地番の異動を反映して修正し、地番現況図データ(D X F形式)を作成する。

(土地マスタ照合・検査)

第7条 土地マスタデータファイルと、前条までに修正編集した地籍図データ及び地番現況図データについて、菊池市固定資産台帳データのコード体系へ変換のうえ、市庁舎内において電子計算機で土地マスタに対して大字・小字コード、地番をキーにして突合し、照合・検査を実施するものとする。なお、本作業は5月と3月に2回実施するものとする。

(データベース作成及びデータセットアップ)

第8条 システムの運用形式にデータ変換を行い、土地現況図データを作成する。

2 作成した土地現況図データと基準点データを、システムサーバにセットアップのうえ、システムが正常かつ的確に運用できるようにシステム調整を実施するものとする。

3 システムが正常かつ的確に運用できることか、動作検証をおこなうものとする。

(基準点データ取り込み)

第9条 受託者は、国土調査により登記の完了した地区の基準点データをシステムに取り込み、基準点の座標値によりシステム上で位置情報として登録する。

2 基準点測量に使用した基準点や付帯する座標の補正情報(地震等に伴う地殻変動による座標値及び標高値の変化)をシステム上で属性情報として登録し、基準点データとして管理できるようにする。

(字図画像データ修正編集)

第10条 法務局異動通知書及び異動通知データを基に、字図画像データの筆界、地番の経年による異動を反映して画像修正し、字図画像データ(TIFF形式)を作成する。

(字図画像データセットアップ)

第11条 上記により作成した字図画像データをシステムで運用できるようにデータ調整を行い、サーバへのデータセットアップ、システム調整のうえ、システムで正常に表示するよう動作確認をおこなうものとする。

2 字図画像データは窓口を設置している固定資産窓口閲覧システムで正常に表示するよう動作確認を行うものとする。

(滅失家屋マッチング処理)

第12条 経年や熊本地震による影響等により滅失が確認されている家屋について、滅失家屋リストと地籍図データファイルおよび地番現況図データファイルとを電子計算機を用いて突合処理を行い、家屋の滅失状況を既存の家屋図データに付加するものとする。

(家屋異動データ更新)

第13条 家屋図形データは、一家屋ごとに家屋番号等の属性情報（テキスト）や家屋調査図等（画像）を関連図けられるように「面情報」として取得・更新するものとする。

2 新築、増築にかかる家屋の異動を反映するために、登記された家屋を対象として法務局異動通知書および通知データを用いて図形入力或いは編集を行うとともに、家屋属性データを付与し、家屋図データを作成するものとする。

(家屋マスタ突合処理)

第14条 上記で作成した家屋図データと家屋マスタデータファイルとを市庁舎内で電子計算機を用いて突合処理を行うものとする。

2 不一致については、下記の項目に分類して不一致家屋リストの作成を行うものとする。

- 1) 非課税家屋と思われるもの（底地が人的非課税）
- 2) 評価に値しないと思われるもの（10 m²未満）
- 3) 家屋物件番号が展開されていない家屋
- 4) 家屋マスタにあつて家屋図データに存在しない家屋物件番号

3 また、上記の分類項目別に家屋図形データを色別表示し、不一致家屋表示図を作成のうえ、委託者に提出するものとする。

4 なお、委託者により解明された不一致状況については委託者の指示に従い、受託者が修正入力を行うものとする。

(地図データベース編集及びシステムセットアップ)

第15条 菊池市固定資産データ製品仕様書に基づき、システムの運用形式にデータ変換を行い、家屋現況図データを作成のうえシステムサーバにデータセットアップのうえシステム調整を実施するものとし、システムが正常に稼動するよう動作確認をおこなうものとする。

(成果品とりまとめ)

第16条 本業務の成果品（データ、出力図及び調書）を取りまとめるとともに、打合せ協議簿、業務報告書を作成するものとする。

見積用付属資料

(納入成果品)

第17条 本業務における納入成果品は以下の通りとする。

(1) 不一致地番一覧表	1	式
(2) 不一致地番表示図	1	式
(3) 土地現況図データ	1	式
(4) 土地現況図データセットアップ作業	1	式
(5) 地籍図データ	1	式
(6) 地番現況図データ	1	式
(7) 字図画像データ	1	式
(8) 字図画像データセットアップ作業	1	式
(9) 不一致家屋一覧表	1	式
(10) 不一致家屋表示図	1	式
(11) 家屋現況図データ	1	式
(12) 家屋現況図データセットアップ作業	1	式
(13) 打合せ協議簿	1	式
(14) 業務報告書	1	部

(別紙 2)

道路台帳補正整備業務仕様書（参考）

（業務概要）

(1) 本業務の作業概要は下記のとおりとする。

(7) 資料収集整理	1 式
(8) 打合せ協議	1 式
(9) 地形測量(新規)	5.000 km
(10) 台帳補正	
① 新規	5.000 km
② 改良工	1.000 km
③ 舗装工	1.000 km
④ 附帯工	1.000 km
⑤ 現地確認	1.000 km
⑥ 廃止	1.000 km
⑦ 成果品作成	1 式
⑧ 統合型 GIS へのデータ実装	1 式

（道路台帳補正の種別）

第2条 道路台帳補正は下表の種別により実施するものとする。なお、これによらない場合は発注者受託者協議のうえ決定するものとする。

補正種別	補正事由	対象となる主な異動事由
1. 新設（新規認定）	道路の新設や移管等に伴い新たに認定する路線で、工事竣工時に実測により出来形測量を実施していない場合は地形測量のうえ、台帳図等の作成を行う。	①道路新設に伴う工事 ②区画整理に伴う工事 ③国や県からの移管 ④台帳未整備
2. 廃止	認定道路の廃止に伴い台帳図等の修正を行う。	⑤認定道路の廃止
3. 改良工事	道路の改良工事に伴い台帳図、施設台帳図等の修正を行う。	⑥道路拡幅 ⑦歩道の架け替え・新設等 ⑧側溝の架け替え・新設等 ⑨建築後退 ⑩道路法 24 条にかかる工事 ⑪橋梁、トンネル、踏切等の道路施設の新設・改良・撤去工事
4. 舗装工事	舗装打換え工事に伴い台帳図等の修正を行う。	⑫舗装打換え工事
5. 附帯工事	防護柵、カーブミラー、標識の設置又は撤去に伴い、台帳図等の修正を行う。	⑬防護柵の設置・撤去工事 ⑭カーブミラーの設置・撤去工事 ⑮案内標識の設置・撤去工事

(地形測量)

第3条 地形測量とは、写真測量による細部測量、又はネットワーク型 RTK-GPS 法等を用いた現地測量、或いはそれらの併用によって地形、地物を測定し、数値地形データ(地図情報レベル 1,000)を作成する作業をいう。

2 現地測量を行う場合は 4 級基準点、簡易水準点同等以上の精度を保有する基準となる点を用いて実施するものとする。

3 なお、何れの場合においても現況平面図の図化範囲は道路敷内及び周辺の公共施設、交差点付近における目標家屋や地物とし、製品仕様書をはじめとする図書に準拠して測量作業を実施し、現況平面図データファイル(DM形式)を作成するものとする。

(道路台帳補正)

第4条 道路台帳補正とは、本特記仕様書に記載する法律或いは方針・仕様に基づき、前条で作成した現況平面図データ上に道路管理上必要な項目について現地で測定した結果を編集及び数値入力し、各種図面及び調書の作成が可能な道路台帳図データ(地図情報レベル 1,000)と菊池市共用空間データ(地図情報レベル 1,000)とを作成或いは更新すると共に、道路台帳調書の更新を行う作業をいう。

作業内容 補正種別	(1) 資料 収集 整理	(2) 現地 補測	(3) 現地 調査	(4) 編集	(5) 台帳 図デ ータ 修正	(6) 道路 敷デ ータ の作 成	(7) 台帳 図構 造化 デー タ作 成	(8) 路線 網図 デー タ作 成・ 修正	(9) 入力 リス ト作 成	(10) 電算 入力	(11) 電算 出力
新規認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改良工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
舗装工事	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	○
附帯工事	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	○
現地確認	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
廃止	○	—	—	—	○	—	—	○	—	○	○

(統合型地理情報システム等へのデータの実装)

第5条 本市が運用する統合型地理情報システムで活用する為に、成果データの実装を行ない、市職員がデータの閲覧、管理ができる環境の設定を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第6条 本業務の成果品については以下によるものとする。

(1) 道路台帳図成果

1) 現況平面図データファイル (DM 形式、HDD に格納)	1 式
2) 道路台帳図データファイル (DM 形式、HDD に格納)	1 式
3) 道路網図データファイル (DM 形式、HDD に格納)	1 式
4) 施設台帳 (橋梁台帳) データファイル (HDD に格納)	1 式
5) 施設台帳 (橋梁台帳)	1 部
6) 補正前後対照図データ (PDF、A4判)	1 式
7) 議会用資料	1 式
8) 路線網図 (カラー、見開きB0判)	1 式
9) 路線網図 (縮小版カラー、見開きB2判、観音製本)	1 冊

(2) 道路台帳調書成果

1) 認定路線調書	1 部
2) 道路台帳調書	1 部
3) 実延長調書	1 部
4) 実延長面積調書	1 部
5) 道路橋梁調書	1 部
6) 道路台帳調書データ (PDF 形式、HDD に格納)	1 式
7) 道路台帳調書	1 冊
8) 補正対象路線一覧表	1 部

(3) その他

1) 品質評価書	1 部
2) 整備履歴メタファイル (HDD に格納)	1 式
3) 統合型地理情報システムへのデータセットアップ	1 式
4) 打合せ記録簿	2 部
5) 業務報告書	1 部